

第4節 保健衛生活動

本町は、感染症、食中毒の予防及び被災者の心身両面での健康維持のため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要な措置を講ずるものとする。

第1 防疫活動

本町は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び災害防疫実施要綱（昭和40年厚生省公衆衛生局長通知）に基づき、緊密な連携をとりながら、防疫活動を実施する。

- 1 本町は、大阪府の指導、指示、命令により、次の防疫活動を実施する。
 - (1) 消毒の措置（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第27条）
 - (2) ねずみ族、昆虫等の駆除（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第28条）
 - (3) 生活用水の確保（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第31条）
 - (4) 避難所の防疫指導
 - (5) 臨時予防接種（予防接種法第6条）
 - (6) 衛生教育及び広報活動
- 2 本町は、自らの防疫活動が十分でないとき、大阪府に協力を要請する。

第2 被災者の健康維持活動

本町は、大阪府と連携し、被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療等、被災者の健康維持に必要な活動を実施する。

- 1 巡回相談等の実施
 - (1) 被災者の健康管理や生活環境の整備を行うため、避難所、社会福祉施設及び応急仮設住宅などにおいて、保健師等による巡回健康相談、訪問指導、健康教育、健康診断等を実施する。
 - (2) 被災者の栄養状況を把握し、食料の供給機関等との連絡をとり、給食施設や食生活改善ボランティア団体の協力を得て、不足しやすい栄養素を確保するための調理品の提供や調理方法等の指導を行う。
 - (3) 高度医療を要する在宅療養者を把握し、適切な指導を行う。
 - (4) 大阪府の助言を得ながら、保健・医療等のサービスの提供、食事の栄養改善を行う。

2 心の健康相談等の実施

- (1) 災害による心的外傷後ストレス障害（PTSD）、生活の激変による依存症等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置する。
- (2) 環境の激変による精神疾患患者の発生、通院患者の医療中断状況を踏まえて、臨機に精神科救護所を設置する。